

④養育費の確保

施策	内容	具体的方策
養育費の確保	離婚後の親とこどものつながりを保ち、父母双方がこどもを養育する責任を果たすための支援を行います。	<p>養育費の取り決めや支払いの確保について、法テラスやプリエールが実施する法律相談や専門機関が実施する相談事業に関する情報を提供します。また、公正証書作成費用等の補助を行います。</p> <p>親子交流について、こどもの健やかな育ちを確保するとともに、養育費の支払い意欲にもつながるため、関係機関と連携しながら情報提供を行います。</p>

⑤こどもの修学・学習支援

施策	内容	具体的方策
生活困窮世帯・ひとり親家庭への修学・学習支援	ひとり親家庭の子の就学・修学に必要な資金の貸付を行います。 【再掲：2-D-(1)-③】	母子父子寡婦福祉資金貸付事業によって、こどもの就学支度金や修学資金を貸付します。
	経済的な理由により就学が困難な児童生徒を支援するための経費援助事業を行います。 【再掲：2-D-(1)-③】	給食費や学用品費など学校で必要な経費の支払にお困りの保護者の方に、これらの経費の全部又は一部を援助します。
	生活困窮世帯の中学2年生、3年生に対する学習支援を行います。 【再掲：2-D-(1)-③】	生活困窮世帯（要保護世帯及び準要保護世帯）の中学2年生、3年生を対象に、高校進学に向けた学習支援（居場所の提供や進路相談等を含む）を行います。